

(様式2)

「鹿嶋市国民保護計画」(案)に対するご意見の概要とそれに対する鹿嶋市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>よもやこのような国民の「保護」なる「計画」が必要な世の中になるとは思いもよらなかった。私事で恐縮だが、79年前、母の背に負われて空襲の中を逃げ、生家と次いで父を亡くしている。米軍による焼夷弾攻撃だったが、幼いときの記憶が残っているような錯覚を覚える。警報のサイレンが鳴り響き、猛火の中を母の背越しに見聞したような…。再び戦火を交えることなく80年近くが経過したが、間もなくお迎えが来る年齢になって、世界のあちこちからきな臭い匂いがしてくるなんて、何と理解したものか。</p>	<p>ご意見として伺います。 国際的な安全保障を取り巻く環境が不安定さを増してきていることや関連する法律等の改正 組織改編などを鑑み、計画を見直すものです</p>
2	<p>さて、万一に備えるにしても、自然災害以上に予測も困難であり、さらには戦争経験も乏しいことから、市として市民を保護することは正直、困難を伴うであろう。国などが作成した下敷きがあるにしても、極論させてもらえれば、雲を掴むような計画にならざるをえないのではないだろうか。できる範囲は自ずと限られようが、国の示す方針に基づいて、可能な限りの措置が取れる計画であってほしいと願う。と同時に、この計画が無駄になることをも願う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後も国・県の方針に基づき、大規模テロや武力 攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全を確保するため、本計画を随時見直ししながら、万が一の事態に備えてまいります。 また、そのような事態が発生しないことを願いつつ、発生した際は、本計画に基づき、市民の協力を得ながら、他の機関と連携・協力することで、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進してまいります。</p>
3	<p>冒頭に、このような計画が必要となった背景などの記述が求められるかと思うが、どうだろうか。「改訂(素案)概要」には簡略なコメントがあるが、もう少し詳しく本文にも入れたらいかがか。</p>	<p>本計画については、平成16年に制定されました「国民保護法」や平成17年度に策定されました「茨城県国民保護計画」に基づき、平成18年度に策定しております。計画策定の背景については、本文中の「第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等」に記載しております内容でお読み取りいただければと思います。 また、パブリック・コメントでお示しました「鹿嶋市国民保護計画改訂(素案)概要版」では、今般の改訂に至った背景を明記しており、国・県の改訂内容等を踏まえ対応するものです。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	この計画をベースとした「市民向けの」啓発や住民がとるべき行動などの情報を載せたパンフレットなどを作成・配布する予定はあるのか。	本計画の概要版を作成しておりますが、パンフレット等の作成や個別配布については特に予定しておりません。市民向けの周知方法（情報提供）については、ホームページへの掲載を行ってまいります。
5	武力攻撃事態が発生する場合には、デマや風評、フェイクニュースなどが氾濫し、市民に混乱を生じさせる状況が発生する可能性がある。また、これらの事態に乗じて空き巣などの犯罪も発生する可能性がある。これらのことへの対応策はこの計画に見当たらないが、どう対処する方針か示さなくてもよいのか。	武力攻撃事態のみならず、災害時等、住民が避難を要する事態において、正確な情報を入手することは重要なことと捉えております。また、避難を要する事態においては、ご意見のとおり空き巣などの犯罪が発生する可能性があると認識しております。本計画に明記されていない対策につきましては、「鹿嶋市地域防災計画」で定めている災害時における地域安全対策に関する取組みを活用し、対処する方針としております。
6	市民の視点から一見すると、第3編の第4章がこの計画の核心箇所であり、その中でも第2の3及び4が目すべき箇所と見受けられた。ひと通り目を通してみると、上記の「(5)」を除いて必要事項は網羅されているのではないと思われる。中でも「資料編」の「パターン別避難実施要領」には驚くとともに感心させられた。具体的に「ゲリラ特殊部隊による攻撃」と例示しつつ、そこには鹿島神宮駅とかサッカースタジアム、中央図書館など実存の施設や、具体的な地名が明記されている。何を資料に、どのような手法によってシミュレーションされたのか関心が湧く。掲記された以外のパターンについても検討されているのだろうか。	関係機関との事前協議のなかで、市内において、人が集中的に集まることが予想される場所やその場所で起きうる事態を想定し、パターン別避難実施要領を作成いたしました。現在想定しているパターンにつきましては、今回追加したものがすべてとなります。今後につきましては、国・県の研修や訓練等を通じて、新たな要領の作成に努めてまいります。
7	第3編の第4章については、「(6)」で触れたとおり評価できる内容であるが、首を傾げざるをえない箇所もある。P.51の2(1)だが、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる時点で、関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を迅速に策定することなど、実行できるのだろうか。	国における「国民保護措置に関する基本方針」の中で、第4章第1節 避難に関する措置、4 避難住民の誘導『(1) 平素からの備え』に示されております内容を引用し、本計画へ反映しております。その上で、関係機関の意見聴取や実施要領の策定に当たりましては、前例がない状況であるため、今後、実施体制の確認

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	か。前例のない状況とはいえ、絵に描いた作文に過ぎないような気もするが、どうだろうか…。	など、より迅速な対応が図れるよう努めてまいります。
8	全文にわたり随所に、黒字に混じって赤文字が散見される。今回の見直しにあたって修正や追加をしたことを示しているのだろうと推測されるが、その旨の注記が見当たらないが…。なお、P.85 [用語集] には、「なお書き」が付されている。	ご意見・ご指摘いただきました内容を踏まえ、今後の計画改訂におけるパブリック・コメントの際には、改訂箇所に関する注記を掲載することで、分かりやすい表現に改善させていただきます。
9	P.6「第4章」の直下に「市は（中略）市の地理的、社会的特徴等について定める」とあるが、これらは <u>市が定めるもの</u> なのだろうか。自然的に、あるいは社会的に「存する」ものではないのか。	「第4章」では、本市における地理的又は社会的特徴として、これまでの経過や実績・課題等に関して「存する」ものを明記しているため、「定める」という表現に違和感があるかと思いますが、計画上に「定める」ということをご理解願います。
10	P.8「最大けい船能力」でいう「DWT」とは何か。用語集にも見当たらない。	「DWT」とは、Dead Weight（載貨重量トン）の略です。船に積載することができる貨物、バラスト水や燃料の総重量のことで、満載喫水に達するまで積むことができます。
11	P.9「第3 市の課題」はその通りだろうが、市民としては「避難住民の受け入れ」もさることながら、「鹿島港及び鹿島臨海工業地帯が整備され、鉄鋼の広域的な供給拠点」であることから、「武力攻撃事態等が発生した場合には」その標的になりかねない。さらに記述にはないが、茨城空港・自衛隊百里基地にも近い。「各方面に与える影響はかなり大きいといえる」との記述は、安易かつ楽観にすぎるのではないだろうか。	本計画における「市の課題」としましては、本文にも明記してありますとおり、市の南部に整備されております「鹿島港及び鹿島臨海工業地帯が、鉄鋼の広域的な供給拠点として重要な役割を担っている」ことから、この地域で武力攻撃事態等が発生した場合を想定する中で、個別具体的な影響範囲を明確にお示しできないため、「各方面に与える影響はかなり大きいといえる」と表記させていただきます。 なお、ご意見にありましたとおり、「茨城空港・自衛隊百里基地」についても、同様の事態等が発生した際の影響は大変大きなものと考えますが、本市への直接的な影響を鑑み、原案のとおり進めさせていただきたく考えております。
12	P.13 「第2」 緊急対処事態（基第5章第1節）の「基」とは何か。以降にも頻出する。	国民保護措置に関する基本方針を指します。 ご意見を踏まえ、本文へ追記いたします。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
13	P. 25 「第 1, 4 外国人への配慮」と同様に、観光客やサッカー観戦者など他地域からの「一時的滞在者」などへの配慮も記すべきではないのか。	第 2 章 避難及び救援に関する平素からの備え、第 1 において、「一時滞在者」に対する対応につきましては、地域住民への対応と同様と捉えていることから記載をしておりますことをご理解ください。
14	P. 31 第 1、 1 (注) 1 行目の「～原因が明らかでない。」の句点は読点にするべきでは…。	ご指摘のとおりです。 修正いたします。
15	P. 32 「第 3」冒頭から 5 行に及ぶ長文があり、かつ、その内容も理解しにくい。適度に文を区切って容易に理解できるようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。
16	P. 35、 3 の「別表」とは、P. 39 以降の「別表」を指すのだろうか、P. 35 の「別表」に「P. 39 以降の別表」と加えるか、または、括弧書きで (P. 39 以降を参照) と記するのが親切ではないか。	ご意見を踏まえ、本文を修正いたします。
17	P. 48 図表でもないのに、項番 1 から 4 までの説明各文すべてが、枠で囲まれているのは格別な意味があるのか。	ご意見のありました枠の表記につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号)」に規定されている内容からの引用部分を抜粋しているため、枠で囲み記載させていただいております。ご指摘を踏まえ、修正いたします。
18	P. 62 「第 5 の 1」 5 行目「公用令書の交付」の意味が分からない。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令 (平成二十五年内閣府令第六十九号) に基づく、公用令書の交付となります。
19	P. 64 最下行「報道 f 機関」の「f」とは何か。	特に、必要な表記ではありませんので、削除します。
20	P. 67 「第 2」の冒頭「市は」は「市長は」ではないか。そのほかにも「市」と「市長」とが混在している箇所が随所にある。再度、チェックされたらいいかがか。	ご意見を踏まえ、「市」と「市長」の使い分けについて、改めて整理・修正します。
21	P. 78 「第 10 章」直下の 2 行の文 文意が分からないし、文章にもなっていないようだ。特に「水の安定的な供給	ご意見を踏まえ、文言を修正します。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	等を実施することから」の文言が、なぜにこの位置に挿入されているのか分からない。	
22	P. 114 及び P. 120 「2-3」の「現地調査所」は「現地調整所」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、文言を修正します。